

令和元年度 基本評価調書

施策名	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進	所管部局	総合政策部政策局	作成責任者	総合政策部長 黒田 敏之	施策コード	02 - 01
		照会先	土地水対策課土地水調整G 内線23-738	関係課	土地水対策課		

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

政策体系	大項目(分野)		中項目(政策の柱)		小項目(政策の方向性)		総合計画の指標
	1	生活・安心	(3)	豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承	A	豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承	
北海道創生総合戦略			北海道強靱化計画			知事公約	-
特定分野別計画等	北海道土地利用基本計画						

1 目標等の設定

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水は、安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源である。 ・近年、道内では、水源周辺における大規模な土地取引が確認されており、一部に利用目的が明らかでないものが含まれていることなどを背景として、道民の関心が高まるとともに、水源周辺の適正な土地利用の確保が求められている。 ・こうした現状を踏まえ、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を、現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関する施策を総合的に進めていく必要がある。 ・水資源保全地域の拡大、水源地周辺の土地の公有地化の支援、事前届出制の周知の促進などを図るために、「北海道水資源の保全に関する条例」(H24年4月施行)の趣旨・内容を周知し、施策・事業を推進する必要がある。 	施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の確保の視点に立って、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、未指定市町村に対して条例や地域指定の重要性への理解を促進して、水資源保全地域指定の推進に努めるほか、交付金による水源地の公有地化の支援等に取り組む。
-------	--	------	--

施策の推進体制 (役割・取組等)	政策体系	役割等	政策体系	役割等	施策の予算額	
	1(3)A	【水資源保全地域指定】 〈市町村〉水資源保全地域指定に係る提案 〈審議会〉調査審議 〈道〉指定				H29
1(3)A	【水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出制】 〈市町村〉上記届出に係る意見 〈道〉上記届出に係る助言等				H30	105,979
1(3)A	【水資源の保全と適正な土地利用】 (道)水資源の保全を図るため、関係部と協力・連携の上、取り組む				R1	95,703

今年度の取組	政策体系	今年度の取組	政策体系	今年度の取組
	1(3)A	【水資源保全地域指定】 ○水資源保全のための適正な土地利用の確保を図るため、市町村長の提案に基づき、水資源保全地域を指定する。 ○地域づくり総合交付金により水資源保全地域における市町村の公有地化の支援を行う。 ○国に対する土地取引規制など関係法令の整備や市町村による水源周辺の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化などの要望を行う。 ○水資源保全地域がない市町村に対し、地域指定についての説明やヒアリング調査を振興局と連携して実施し、指定地域の拡大に取組む。		
	1(3)A	【水資源保全地域内の権利の移転等の事前届出制】 ○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出制を推進し、土地所有者への助言等を行う。		
	1(3)A	【水資源保全と適正な土地利用】 ○関係部と連携・協力し、情報共有を図りながら、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図る。 ○国や市町村と連携を図りながら、水の有効利用に関する普及啓発等を行う。 ○国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の管理・変更や適切な土地利用の推進を図るため土地取引届出制度の運用を行う。 ○土地取引価格の指標とするための地価調査の円滑な実施を図る。		

前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

<意見区分； 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
施策 事務事業				

<事務事業評価 意見区分； 前年度評価結果への対応など>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
事務事業				

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

政策体系	実績と成果等	関連する計画等			備考
		北海道 創生総合戦略	北海道 強靱化計画	知事公約	
1(3)A	<p>【水資源保全地域指定】</p> <p>○水資源保全のための適正な土地利用確保を図るため、平成30年度には水資源保全地域を1地域を指定しており、令和元年度においても、市町村長の提案に基づき、指定に係る手続きを進めている。</p> <p>○水資源保全推進事業交付金により水資源保全地域にかかる公有地化を支援(1町、3,000,000円)し、平成30年度から地域づくり総合交付金で支援を行うことになった。</p> <p>○国に対する土地取引規制など関係法令の整備や市町村による水源周辺の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化などの要望を行った。</p> <p>○水資源保全地域がない市町村に対するアンケート調査やヒアリング調査を実施し、指定要望の確認等を行うとともに、振興局とも連携し、指定に向けた支援を実施</p>				
1(3)A	<p>【水資源保全地域内の権利の移転等の事前届出制】</p> <p>○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等について、関係市町村等の協力を得て情報収集等に努めるとともに、土地所有者等に対し、事前届出制の周知・啓発による事前届出書の提出を促している。</p> <p>○事前届出者を通じた新土地所有者への助言や、条例制度の周知等も適宜実施している。</p>				
1(3)A	<p>【水資源保全と適正な土地利用】</p> <p>○関係部と連携・協力し、森林法や農地法、都市計画法などの個別規制法に関連した情報等の共有を図りながら、水資源の保全のための適正な土地利用の確保に務めている。</p> <p>○国や市町村と連携を図りながら、水資源保全条例制度や国の水循環政策など、水資源の有効利用などに関する普及啓発パネル展等を開催(8月)。</p> <p>○国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の管理・変更や適切な土地利用の推進を図り、同法の土地取引届出制度の運用による土地の権利の移転等の把握を進めている。</p> <p>○土地取引価格の指標とするため、地価調査の円滑な実施に取り組んでいる。</p>				

(2) その他の取組の成果等

<p>国等要望・提案状況</p>	<p>H30.7 総合政策部要請 一般要請 北海道の財産である豊かな水資源などを守る取組の推進</p> <p>R1.7 総合政策部要請 一般要請 北海道の財産である豊かな水資源などを守る取組の推進</p>	<p>施策に関する 道民ニーズ</p>	<p>○北海道水資源の保全に関する条例施行から平成29年4月で5年が経過したことから、これまで推進してきた施策の取組状況について、関係団体や土地所有者等を対象に意見聴取(アンケート形式)等を行い、指定地域の拡大や土地所有者・関係団体・道民への理解促進の取組を行うこととした。</p> <p>○意見聴取(アンケート)等の結果、水資源保全条例の基づく地域指定の状況や事前届出制度の認識割合が非常に低いことから、新たにアンケート調査形式による土地所有者向けのダイレクトメールによる制度周知を継続的に実施し、更なる理解の促進を図ってきている。</p>
------------------	--	-------------------------	---

令和元年度 基本評価調書

施策名	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進	施策コード	02 - 01
-----	-----------------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
--------------------------------	-----------------

2 連携の状況

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

(1) 施策間・部局間の連携

政策体系	連携内容	連携先		取組の実績と成果
		施策コード	関係部・関係課	
1(3)A	水産林務部(森林関係)、環境生活部(水関係)と連携・協力し、情報共有を図りながら、水資源の保全のための適正な土地利用の確保に向けた取り組みを進める。	0701	水産林務部林務局森林計画課	水資源保全地域の指定に際しては、指定に係る内容について関係部による関係法令等に基づく確認を行うなど連携・協力を行い、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図っている。
		0301	環境生活部環境局環境政策課	

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

連携内容	連携先	取組の実績と成果
<p>水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出に関し、関係市町村との情報共有を図るとともに、他府県をはじめ、不動産関係団体等と積極的に連携し、条例に基づく事前届出制度等の周知・啓発等を積極的に推進する。</p>	<p>市町村、不動産関係団体、他府県等</p>	<p>○水資源保全条例に基づく市町村に対し事前届出の情報提供し、事前届出者に対する助言を実施し、条例制度の理解の促進を図ってきている。 ○宅建業協会や不動産鑑定士協会、行政書士会などの不動産関係団体や、水資源保全に関する条例を制定する他府県との連携等により、道内外に居住する水資源保全地域内の土地所有者等への制度等の周知・啓発等を推進した。</p>

令和元年度 基本評価調書

施策名	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進	施策コード	02 - 01
-----	-----------------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定 (H:平成 R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) 3-2 成果指標の達成度合

主① 指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		達成度合	B	評価年度	H30	達成度合の分析 ほか
	基準年度	H26	年度	R1	最終年度	R7					
水質環境基準達成率	基準年度	H26	年度	R1	最終年度	R7	年度	30	R1	進捗率	類型指定している262水域中、239水域で環境基準を達成したものの、閉鎖性水域である湖沼の環境基準達成率は54.5%であり、H30目標値は未達成となったが、水質汚濁防止法に基づく立入検査・指導、生活排水処理施設の整備などにより、目標達成率は96.3%と高い水準を保っている。
	基準値	91.6%	目標値	95.4%	最終目標値	100.0%	目標値	94.7	95.4	100	
[指標の説明] 水環境の状況を示す指標(環境基準の類型当てはめをしている公共用水域(河川、湖沼、海域))の環境基準達成割合 ※(環境基準達成地点数/水質測定地点数)	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		実績値	91.2	-		
	北海道総合計画 環境基本計画[第2次計画]改訂版		1(3)A	増加	(実績値/目標値)×100		達成率	96.3%	-	0.0%	

他① 指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		達成度合	B	評価年度	H30	達成度合の分析 ほか
	基準年度	H24	年度	R1	最終年度	R7					
水資源保全地域数	基準年度	H24	年度	R1	最終年度	R7	年度	30	31	進捗率	新たな地域が指定され、水資源保全地域数が増加しており、水資源保全のための適正な土地利用の確保が図られている。
	基準値	0	目標値	179	最終目標値	190	目標値	178	179	190	
[指標の説明] 市町村意向調査から得られた結果に基づき最終目標値を設定し、指定済水資源保全地域数の進捗割合	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		実績値	177	-	177	
			1(3)A	増加	(実績値/目標値)×100		達成率	99.4%	-	93.2%	

● 本施策に成果指標を設定できない理由	● 達成度合について					
	達成度合	A	B	C	D	-
	直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

令和元年度 基本評価調書

施策名	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進	施策コード	02	—	01
-----	-----------------------	-------	----	---	----

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和元年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	うち一般財源	執行体制			
								本庁	出先機関	人工計	
0801	1(3)A	国土利用計画推進費	適正かつ合理的な土地利用を図る指針である国土利用計画の管理を行い、土地利用の検討、調整等を行う。	土地水対策課		436	436	0.8	0.2	1.0	8,406
0802	1(3)A	土地利用規制等対策費	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の管理・変更、土地取引の届出を受けた指導・助言、水資源の保全に向けた取組を行うなど、適正な土地利用を推進する。	土地水対策課		18,606	18,606	5.6	6.8	12.4	117,434
0803	1(3)A	地価調査費	国土利用計画法に基づく土地売買等の届出の価格審査の規準とするため、土地(基準地)の鑑定評価を行う。	土地水対策課		76,130	76,130	1.0	0.4	1.4	87,288
0804	1(3)A	土地水総合調査費	国土交通省の委託を受け、水需給の現況調査を実施する。	土地水対策課		531	0	0.5	0.0	0.5	4,516
0805	1(3)A	土地水対策課総合調整等業務	・国土利用計画法に基づく国土利用計画審議会及び土地利用審査会、並びに水資源保全条例に基づく水資源保全審議会に関する事務を行う。 ・管理・監督、職員の服務・研修、道議会事務、文書事務、予算・決算等の庶務に関する事務全般を執り行う。	土地水対策課		0	0	2.5	0.0	2.5	19,925
0806	1(3)A	不動産鑑定業者及び不動産鑑定士に関すること	不動産鑑定業法に基づく不動産鑑定業者に係る登録事務を行う。	土地水対策課		0	0	0.6	0.0	0.6	4,782
計					0	95,703	94,736	11.0	7.4	18.4	

令和元年度 基本評価調書

施策名		施策コード	—
-----	--	-------	---

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部署等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A 100%以上	B 90%以上 100%未満	C 80%以上 90%未満	D 80%未満	- 算定不可		
1(3)A		2				A・B指標のみ	<水質環境基準達成率[B]> ・閉鎖性水域である湖沼の環境基準達成率が54.5%であり、目標値は達成できなかったものの、目標達成率は96.3%と高い水準を保っている。 <水資源保全地域数[B]> ・新たな地域が指定され、水資源保全地域数が図化しており、水資源保全のための適正な土地利用の確保が図られている。
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
計	0	2	0	0	0	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○あり→対応している)	対応しているとする理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出制を推進し、土地所有者への助言等を行っている。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	○	水資源の保全など地域の実情に応じた土地取引規制などの関係法令の整備や市町村による水源周辺地域の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化などについて、国に要望している。
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	アンケート形式による土地所有者等への意見聴取の継続実施により、水資源保全条例の制度趣旨や事前届出制度等の周知・啓発等に取り組んでいる。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか	○	水資源保全地域の指定に関して、関係部と連携した取組が行われている。
	施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	不動産関係団体や関係市町村、また、水資源保全に関する条例を制定している府県との連携等により、道内外に居住する水資源保全地域内の土地所有者等への制度等の周知等を行っている。
判 定 (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b)			a

(3)総合評価と対応方針等

成果指標の分析	取組の分析	総合評価
判定(計)	判定	
A・B指標のみ	a	

対応方針			関連する事務事業			関連する計画等		
対応方針番号	政策体系	内容	方向性	事務事業整理番号	事務事業名	北海道創生総合戦略	北海道強靱化計画	知事公約
①	1(3)A	水資源保全地域数は増加しているが、条例制定当初と比較すると各年度の地域指定数は漸減傾向にあることから、条例や地域指定の重要性の理解の促進を図るとともに、未指定市町村の指定要望や指定済市町村における追加指定の確認等を振興局等と連携して実施する。						

前年度付加意見への対応状況(事務事業)

事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部署の対応(評価時点)

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

対応方針 番号	対応	事務事業
①	<p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興局単位で開催される市町村を対象とした会議の場などを通じ、市町村に対し水資源保全条例の趣旨や地域指定の重要性を説明するとともに、水資源保全地域の新規指定に向け、各振興局と連携し市町村からの新たな指定の提案を働きかける。 ・これまでの市町村の要望や指定に向けた検討状況を踏まえ、「地域指定を検討する」とした市町村に出向き、指定に向けた課題等の実情把握や提案事務等へのアドバイスを個別に行うことにより、市町村からの早期の提案を促す取組を進める。 	

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

(3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果							0

次年度新規事業 (予定)

整理番号	事務事業名	一次政策評価に おける方向性(再掲)	次年度の方向性 (反映結果)